

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 38 号
- 3 事業名 大崎浄水場 除マンガンろ過器ろ材交換工事
- 4 事業場所 長島町中野 大崎浄水場
- 5 事業概要 除マンガンろ過器(No.2)ろ材交換工事 N=1式 マンガン砂交換 V=14m ろ過器内面塗装 A=260m ろ過器内部補修 N=6本
- 6 工期 令和 5年10月 2日 ～ 令和 6年 2月29日
- 7 請負代金額 29,425,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年10月 2日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3-7-3  
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所  
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙のとおり。

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合  | 今回の契約が左に該当することの説明   |
|--|---|
| <p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> | <p>本工事は、大崎浄水場 除マンガンろ過器ろ材交換工事である。</p> <p>本工事は、施設全体の運転（機器調整、基準水質維持等）しながらの工事となる。施設の運転管理については、令和4年度からの長期継続契約にて大崎浄水場は恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約している。施設の運転管理と本工事は、密接不可分の関係にあることから、同一業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、オルガノプラントサービス（株）中部事業所を随意契約の相手方とするものです。</p> |

## 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 50 号
- 3 事業名 山岡笹平浄水場ろ過流量計新設工事
- 4 事業場所 山岡町田代
- 5 事業概要 ろ過流量計 N=2基
- 6 工期 令和 5年10月20日 ～ 令和 6年 3月21日
- 7 請負代金額 5,830,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年10月20日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3-16-15  
名称 シンク・エンジニアリング（株）  
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙理由書のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当することの説明  |
|---|--|
| その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。       | <p>1 当工事で新設を行うろ過流量計は、既設の中央監視システムを通して施設のろ過状況の把握を行うものであるため、中央管理システムの機能増設が必要となる。</p> <p>この機能増設が施工可能な業者は、このシステムを開発し保守管理を行っているシンク・エンジニアリング(株)以外にない。</p> <p>上記のことから、シンク・エンジニアリング(株)を随意契約の相手方とするものです。</p> |

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 57 号
- 3 事業名 山岡久保原浄水場 原水濁度計更新工事
- 4 事業場所 山岡町久保原浄水場
- 5 事業概要 原水濁度計（TFU—1600型） N=1基
- 6 工期 令和 5年11月24日 ～ 令和 6年 3月15日
- 7 請負代金額 2,970,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年11月24日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区春岡 1 丁目 1 番 2 号  
名称 日本原料（株） 名古屋営業所  
所長 野口 康一
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合  | 今回の契約が左に該当することの説明   |
|--|---|
| <p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> | <p>本工事の目的は、久保原浄水場の原水濁度計の更新である。</p> <p>昨年度、浄水装置を更新したが、関連する原水濁度計については更新せず、既設利用を続けた。しかし、その濁度計が適切な数値を表示せず、浄水装置の運転に支障をきたしたため、更新する。浄水装置を運転しながらの更新となり、浄水装置の調整が必要となることから、浄水装置の機能を熟知する以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、浄水装置の納入者である日本原料株式会社名古屋営業所を随意契約の相手方とするものである。</p> |

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 63 号
- 3 事業名 白坂調整池通信装置更新工事
- 4 事業場所 東野
- 5 事業概要 通信装置更新N=1式
- 6 工期 令和 5年12月20日 ～ 令和 6年11月29日
- 7 請負代金額 6,050,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年12月20日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3-16-15  
名称 シンク・エンジニアリング（株）  
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

|  |  |
|--|--|
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>   | <p>今回の契約が左に該当することの説明</p>   |
| <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p> | <p>I</p> <p>白坂調整池の水位値情報は現在地下埋設の通信線を介して恵那市のネットワークに接続しているが、埋設通信線の老朽化により計器値と実測値に乖離が生じている。</p> <p>通信状況の復旧のため有線接続から無線接続に変更し、水道系ネットワークと中央監視システムを同期させるためには、監視システムを構築したシンク・エンジニアリング株式会社でしか施工することができない。</p> <p>上記のことから、シンク・エンジニアリング(株)を随意契約の相手方とするものです。</p> |



# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 37 号
- 3 事業名 竹折浄化センターエアレーション装置修繕工事
- 4 事業場所 武並町竹折
- 5 事業概要 エアレーション装置No.2、No.5 N=2台
- 6 工期 令和 5年11月17日 ～ 令和 6年 3月29日
- 7 請負代金額 2,959,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年11月17日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308  
名称 東海環境事業（株）  
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

|  |  |
|--|--|
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>   | <p>今回の契約が左に該当することの説明</p>   |
| <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p> | <p>1 当装置（エアレーション装置）は下水処理の工程で、微生物が混じった汚泥とともに空気を吹き込んで汚れた物質を分解する装置であるが、経年劣化により分解処理に支障を来すため修繕する。</p> <p>2 竹折処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業(株)と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業(株)と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p> |

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 41 号
- 3 事業名 竹折浄化センター破碎機修繕工事
- 4 事業場所 竹折浄化センター
- 5 事業概要 破碎機 N=1台
- 6 工期 令和 5年12月15日 ～ 令和 6年 3月22日
- 7 請負代金額 4,290,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年12月15日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308  
名称 東海環境事業（株）  
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合   | 今回の契約が左に該当することの説明  |
|---|--|
| 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | <p>1</p> <p>当装置（破碎機）は下水処理の工程で、配管内の詰まりなどを未然に防ぐための重要な機器であるが、経年劣化により破碎処理に支障を来すため修繕する。</p> <p>竹折処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業(株)と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業(株)と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p> |

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（農集）
- 2 施行番号 契農集 第 19 号
- 3 事業名 東野クリーンセンター破碎機修繕工事
- 4 事業場所 東野クリーンセンター
- 5 事業概要 破碎機 N=1台
- 6 工期 令和 5年12月15日 ～ 令和 6年 3月22日
- 7 請負代金額 2,937,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年12月15日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308  
名称 東海環境事業（株）  
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

|  |   |
|--|---|
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>   | <p>今回の契約が左に該当することの説明</p>  |
| <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p> | <p>1 当装置（破碎機）は下水処理の工程で、配管内の詰まりなどを未然に防ぐための重要な機器であるが、経年劣化により破碎処理に支障を来すため修繕する。</p> <p>東野処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業(株)と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業(株)と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p> |

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（農集）
- 2 施行番号 契農集 第 20 号
- 3 事業名 東野クリーンセンタースクリーン修繕工事
- 4 事業場所 東野クリーンセンター
- 5 事業概要 自動荒目スクリーン N=1枚 自動微細目スクリーン N=2枚
- 6 工期 令和 5年12月15日 ～ 令和 6年 3月22日
- 7 請負代金額 2,607,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年12月15日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308  
名称 東海環境事業（株）  
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

|  |   |
|--|---|
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>   | <p>今回の契約が左に該当することの説明</p>  |
| <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p> | <p>1<br/>当装置（スクリーン）は下水処理の工程で、下水に含まれる浮遊固形物を分離・除去する重要な機器であるが、経年劣化により分離・除去に支障を来すため修繕する。<br/>東野処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業（株）と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業（株）と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p> |



# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 119 号
- 3 事業名 活性炭吸着塔修繕
- 4 事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑
- 5 事業概要 天然硬質ゴムシートの取替、ゴムライニング補修、配管、ストレーナーの分解組立、溶接補修
- 6 工期 令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月15日
- 7 請負代金額 4,620,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年10月23日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30  
名称 日立造船（株）中部支社  
支社長 朝枝 政利
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

活性炭吸着塔修繕について、UF膜で分離された処理水が活性炭吸着塔を通して最終的に残存する物質などを取り除き無色透明の処理水として河川へ放流する設備です。

修繕については、機械設備全般に精通している業者であり、かつ、的確な修繕が可能な日立造船株式会社中部支社を契約の相手方とするものです。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 120 号
- 3 事業名 処理棟ポンプ類点検修繕
- 4 事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑
- 5 事業概要 予備貯留槽スカムポンプ（A）（B）、活性炭原水ポンプ点検修繕、酸洗浄リターン弁取替修繕、中濃度臭気ファン、活性炭移送ポンプ点検修繕
- 6 工期 令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月13日
- 7 請負代金額 4,785,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年10月23日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田307-136  
名称 正栄電機（株）  
代表取締役 本位田 健太郎
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

今年度当施設のポンプ類の点検修繕は、正栄電機株式会社が請け負っている。当初の計画に加えて、水漏れ、腐食、異音など点検修繕をおこなう必要が生じたため、追加分も現在請け負っている正栄電機株式会社に請け負いすることで事務効率を図れることから契約の相手方とするものです。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 164 号
- 3 事業名 恵那東中学校放送設備更新工事
- 4 事業場所 恵那東中学校
- 5 事業概要 業務用放送設備更新工事、非常放送設備更新工事
- 6 工期 令和 5年12月27日 ～ 令和 6年 3月31日
- 7 請負代金額 4,180,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年12月27日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町正家 3 4 3-1  
名称 近藤電気工業（株）  
代表取締役 山内 久和
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第5号 緊急の場合に該当

業務用放送設備及び非常放送設備が故障したことにより、始業・終業のチャイムや校内放送、非常時の放送が使用できなくなっていることから、早急に更新をする必要があるため。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 幼児教育課
- 2 施行番号 契教幼 第 46 号
- 3 事業名 やまびここども園ロッカー改修工事
- 4 事業場所 やまびここども園
- 5 事業概要 乳児保育室上部棚 1式、未満児保育室収納棚 1式 他
- 6 工期 令和 5年10月10日 ～ 令和 6年 3月25日
- 7 請負代金額 5,060,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年10月10日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市東野 1 4 5 0 - 4  
名称 小林住建（株）  
代表取締役 小林 正直
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

契約の相手方

氏名 小林住建株式会社

代表取締役 小林 正人

住所 岐阜県恵那市東野 1450-4

理由

この工事は、やまびここども園の保育室等に設置してあるロッカーを改修し園児が快適に園生活を送れるよう環境を整備する工事である。

現在、やまびここども園では医療的ケア児の受入れに必要な未満児室の拡張に伴う増築工事が行われており、小林住建株式会社が施工している。増築工事の範囲には、既存建物の改修も一部含まれていることから、現場を熟知している当該事業者が同時に行うことで、速やかに安全な施工が可能である。

また、履行中の工事と諸経費を合算すること、仮設物等をそのまま使用できることから、入札を実施するよりも安価（減額 677 千円）に工事を実施することが出来るため、上記相手方と随意契約を行う。